

仕 様 書

I 概要

- 1 名 称 和歌山市役所東庁舎で使用する電力の調達
- 2 需要場所 和歌山市七番丁2番地
- 3 業種及び用途 官公署（事務所）

II 仕様

- 1 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式、発電設備等

- (1) 供給電気方式 交流3相3線式
- (2) 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- (3) 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- (4) 標準周波数 60Hz
- (5) 供給方式 1回線受電
- (6) 発電設備 太陽光発電設備
 - (ア)システム容量 114.84kW
 - (イ)発電容量 104.95kW
 - (ウ)PCS仕様 50kW × 2台, 4.95kW × 1台
 - (エ)余剰売電の有無 無

- 2 契約電力及び予定使用電力量

- (1) 契約電力 常時電力 172kW

※ただし、実際の取引において各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と前月11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- (2) 予定使用電力量 353,381kWh

※令和9年3月2日0時00分～令和10年3月1日24時00分までの電力量見込み。
（月別の予定使用電力量は、別紙のとおり。）

- 3 供給期間

令和9年3月2日0時00分 から 令和10年3月1日24時00分

- 4 電力量等の検針

自動検針装置 有
電力会社の検針方法 遠隔自動検針
計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

5 需給地点

需要場所構内引込口に和歌山市が敷設した6.6kV断路器電源側接続点

6 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

7 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

Ⅲ その他

1 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定。

2 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

3 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）による。ただし、燃料費調整額については、入札時の基準燃料価格等の算定諸元を契約期間用いることとする。

4 料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

（1）契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

（2）使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

（3）力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。

（4）契約金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）に円未満の端数がある場合は、第3位以下を切り捨てる。

（5）料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(別紙)

月別予定使用電力量 東庁舎

(単位：kWh)

年 月	予定使用電力量	(参考) 太陽光発電使用量	(参考) 全電力使用量
令和9年3月	28, 116	10, 910	39, 026
令和9年4月	29, 048	9, 873	38, 921
令和9年5月	25, 381	12, 006	37, 387
令和9年6月	23, 312	9, 746	33, 058
令和9年7月	31, 626	13, 998	45, 624
令和9年8月	34, 638	13, 061	47, 699
令和9年9月	32, 701	10, 325	43, 026
令和9年10月	31, 188	9, 202	40, 390
令和9年11月	28, 031	6, 376	34, 407
令和9年12月	25, 756	5, 976	31, 732
令和10年1月	29, 874	6, 551	36, 425
令和10年2月	33, 710	7, 724	41, 434
計	353, 381	115, 748	469, 129